

整形外科の診療体制変更のお知らせ

患者各位

当院では、厚生労働省の方針に則り、診療所と病院の役割分担を明確にすべく病診連携を推進してまいりました。整形外科においては、さらにその方針を推進すべく、本年4月1日より原則予約制を開始します。

そのため、平成30年4月1日以降の整形外科外来診療については、以下の患者さんを対象にさせていただきます。

- **再診の患者さんは診察予約のある方**
- **初診の患者さんは紹介状をお持ちの方**

なお、原則的に診察予約は手術対象の患者さんに限らせていただきます。当院他科併診の方を含め、投薬等で症状の安定されている患者さんにおかれましては近隣の診療所へのご紹介を推進させていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2018年2月



大阪府済生会野江病院

整形外科